

NO ! DURUGS

薬物乱用のない社会の実現

～日本で暮らす皆さんへ～

群馬県警察本部
刑事部組織犯罪対策第一課

薬物の乱用とは？

- 医療目的にない薬物を不正に使用すること。

例えば

- ・日本で法令により取扱いが禁止又は制限されている覚せい剤や、大麻、コカイン、ヘロインなどの薬物を使用すること。

- 医薬品を医療目的以外に使用すること。

例えば

- ・ガンの治療に使われるモルヒネを治療と関係なく使用すること

- ・睡眠薬を医師の指示を無視して大量に服用すること

薬物乱用のない日本（社会）を作るために

- 現在、日本では芸能人やスポーツ選手が薬物乱用や所持で検挙されるなど薬物の乱用や蔓延が社会問題となっています。

あなた方の母国同様、日本においても法令で人体に悪影響を及ぼす薬物の使用などが規制され、違反者には厳しい罰則が科せられます。

また、薬物の乱用は自分の精神や身体に悪影響を及ぼすだけでなく、愛する家族や友人などにも多くの悲しみ、苦しみをもたらします。

このため、国籍や人種を問わず、日本に居住する全ての人が薬物乱用を防止するという意識や薬物に対する正しい知識を持って、社会・地域で薬物乱用のない明るい社会を作る責任があるのです。